

地方自治法第 251 条の 2 第 1 項の規定により令和 5 年（2023 年）9 月 27 日にかすみがうら市長から申請のあった件について、かすみがうら市長及び霞台厚生施設組合管理者から、調停案を受諾した旨を記載した文書が提出され、同条第 7 項の規定に基づき、調停が成立したので、その旨及び調停の要旨を公表する。

令和 6 年（2024 年）1 月 12 日

茨城県知事 大井川 和彦

調停の要旨

本件紛争は、組合所有の旧施設解体費用を、合意に基づいて 4 市町（石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町）で負担すべきか、旧施設を従前使用していた 2 市（石岡市、小美玉市）で負担すべきかについて、申請者と組合との間で生じているものである。

かすみがうら市長は、令和 5 年（2023 年）9 月 27 日に、地方自治法第 251 条の 2 第 1 項の規定に基づき、4 市町（構成市：石岡市、小美玉市、かすみがうら市及び茨城町）の負担で解体することとして決定された霞台厚生施設組合の旧焼却施設の解体については、当該施設を従前使用していた石岡市と小美玉市の負担で解体することを求める調停の申請を行った。

かすみがうら市長からの申請を受け、茨城県知事は、令和 5 年（2023 年）10 月 10 日に、自治紛争処理委員の調停に付した。

自治紛争処理委員は、同条第 3 項の規定に基づき、調停案を作成し、令和 5 年（2023 年）12 月 6 日に、かすみがうら市長及び霞台厚生施設組合管理者に対し、調停案の受諾を勧告した。

かすみがうら市長から令和 5 年（2023 年）12 月 21 日に、霞台厚生施設組合管理者から令和 6 年（2024 年）1 月 12 日に、それぞれ調停案を受諾した旨を記載した文書が茨城県知事に提出されたことから、同条第 7 項の規定に基づき、本件調停は成立した。

調定内容

- 1 申請者は、組合に対し、正副管理者会議で承認された旧施設解体費用を負担すること。
- 2 組合は、申請者による旧施設解体費用の支払が遅延したことにより、組合に生じた損害（督促手数料、延滞金等）について、申請者に対する請求を放棄すること。
- 3 組合は、今後、組合の共同処理事務遂行に当たり、霞台厚生施設組合規約（以下「規約」という。）、協定等の規定の関係、文言の意義等を明確にした上で丁寧な協議を行い、その協議結果によっては規約の改正や協定の締結等を適切に行い、4 市町間での誤解等を生じない明確かつ適切な意思決定につながる業務の運営に努めること。なお、本件紛争は、当事者間のコミュニケーション不足が一因で生じたものとも言えるため、組合は、十分な相互理解に基づく円滑な業務運営を推進し、もって 4 市町住民へのよりよいサービス提供が図られるよう努められたい。